

前橋市新設道の駅整備運営事業

基本協定書（案）

前橋市新設道の駅整備運営事業（以下「本事業」という。）に関して、前橋市（以下「市」という。）と[]グループを構成する法人（構成員（[代表企業名]（以下「代表企業」という。））、[構成員名]及び[構成員名]をいう。以下同じ。）及び協力企業（[協力企業名]及び[協力企業名]をいう。以下同じ。）をいう。以下、これらの企業を個別に又は総称して「優先交渉権者」という。）との間で、以下のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、本事業に関し、優先交渉権者が本事業を実施する者として選定されたことを確認し、優先交渉権者が本事業を遂行する目的で設立する特別目的会社¹（以下「SPC」という。）と市との間の特定事業契約（以下「事業契約」という。）の締結に向けて、市及び優先交渉権者の双方の義務について定めることを目的とする。

（市及び優先交渉権者の義務）

- 第 2 条 市及び優先交渉権者は、事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。
- 2 優先交渉権者は、事業契約締結のための協議に当たっては、本事業の選定手続における道の駅計画付事業予定者公募に関する審査委員会及び市の要望事項を尊重するものとする。ただし、当該要望事項が、本事業の選定手続において市が公表した要求水準書（以下「要求水準書」という。）及び要求水準書に関する質問に対する回答から逸脱している場合は、この限りではない。

（SPC の設立）

- 第 3 条 優先交渉権者は、本協定締結後、事業契約の締結日までに、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として、前橋市内を本店所在地とする SPC を設立し、SPC 設立後直ちにその商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、定款の原本証明付写し及び株主名簿の原本証明付写しを市に提出する。
- 2 構成員は、必ず SPC に出資するものとする。設立時における各構成員の出資比率の合計は全体の 2 分の 1 を超えるものとし、事業契約の契約期間の終了時まで代表企業の

¹ 本基本協定書は市と SPC との間での契約を想定していますが、市が承諾した場合、優先交渉権者の提案に従って SPC 以外の形態とすることも認めます。SPC 以外の形態の場合、契約書の頭書き・各条項は適宜変更を行うものとします。

出資比率は出資者中最大となるものとする。

- 3 構成員は、事業契約の契約期間中において、市の事前の書面による承諾なく、出資比率を変更できず、また、構成員以外の SPC の株主をして、出資比率を変更させないものとする。ただし、本事業の安定的遂行及びサービス水準の維持が図られるとともに、市の利益を侵害しないと認められ、かつ、当該出資比率の変更後の各構成員の出資比率の合計が全体の 2 分の 1 を超える場合には、市はかかる出資比率の変更について協議に応じることができるものとする。

(株式の譲渡等)

- 第 4 条 構成員は、その保有する SPC の株式を第三者 (SPC の他の株主を含む。) に対して譲渡し、担保権を設定し又はその他の処分を行う場合には、事前に書面による市の承諾を得なければならない。
- 2 構成員は、前項に従い市の承諾を得て SPC の株式に担保権を設定した場合には、担保権設定契約書の写しをその締結後速やかに市に提出するものとする。
 - 3 構成員は、SPC の設立時及び増資時において、別紙の様式による誓約書を市に提出し、また、構成員以外の SPC の株主をして提出させるものとする。

(業務の委託、請負)

- 第 5 条 優先交渉権者は、SPC をして、SPC が施設の設計、施工、維持管理及び運営を独立採算で行う施設 (以下「特定事業対象施設」という。) の設計業務を [] に、建設業務を [] に、工事監理業務を [] に、維持管理業務を [] に、運営業務を [] に、市が施設整備費を負担する施設 (以下「市事業対象施設」という。) の設計業務を [] に、建設業務を [] に、工事監理業務を [] に、維持管理業務を [] に、運営業務を [] にそれぞれ委託させ又は請け負わせるものとする。
- 2 優先交渉権者のうち前項により SPC から特定事業対象施設及び市事業対象施設の設計、建設、工事監理、維持管理及び運営の各業務を受託し又は請け負った者は、受託し又は請け負った業務を誠実に行わなければならない。また、優先交渉権者は、優先交渉権者以外のこれらの業務を受託し又は請け負った者をして、受託し又は請け負った業務を誠実に行わせるものとする。

(基本計画の策定)

- 第 6 条 優先交渉権者は、要求水準書及び提案書類に従い、優先交渉権者の責任及び費用負担において、事業契約締結前までに、市と協議の上、要求水準書に規定する基本計画 (以下「基本計画」という。) を策定した上で市に提出し、市の承認を受けなければならない。

- 2 市は、基本計画が策定されるまでの間、事業契約を締結しないことができる。

(基本計画策定に関する第三者の使用)

第7条 優先交渉権者は、基本計画の策定業務の一部を優先交渉権者以外の第三者に委託することができる。

- 2 前項の第三者に対する委託は、優先交渉権者の責任及び費用負担において行うものとし、基本計画の策定に関して優先交渉権者が使用する当該第三者の責めに帰すべき事由は、優先交渉権者の責めに帰すべき事由とみなす。
- 3 優先交渉権者は、当該第三者の責めに帰すべき事由により、優先交渉権者に基本計画の策定について発生した増加費用及び損害を負担する。

(市事業対象施設に係る業務委託)

第8条 市は、市事業対象施設に係る設計業務、建設業務、工事監理業務、維持管理業務及び運營業務について協議が整った場合、別途市の提示する様式により、〔設計担当企業を記載〕との間で市事業対象施設の設計業務委託契約を締結し、〔建設担当企業を記載〕との間で市事業対象施設の建設請負契約を締結し、〔工事監理担当企業を記載〕との間で市事業対象施設の工事監理業務委託契約を締結し、〔維持管理業務担当企業を記載〕との間で維持管理業務委託契約を締結し、〔運營業務担当企業を記載〕との間で運營業務委託契約を締結する。

(事業契約)

第9条 市及び優先交渉権者は、本協定締結後、平成●年●月●日を目途に、事業契約を市とSPCとの間で締結せしめるべく最大限努力するものとする。

- 2 市は、事業契約の締結までに、優先交渉権者のいずれかに、本事業の選定手続に関する不正行為（第10条第1項各号に規定するものを含む。）があることを知ったときは、事業契約を締結しないことができる。
- 3 事業契約の締結までに、優先交渉権者のいずれかが次の各号のいずれかの事由に該当するときは、市は事業契約を締結しないことができる。
 - (1) 役員等（優先交渉権者が個人である場合にはその者を、優先交渉権者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時本事業に関する契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 優先交渉権者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、発注者が優先交渉権者に対して当該契約の解除を求め、優先交渉権者がこれに従わなかったとき。
- 4 市及び優先交渉権者は、平成●年●月●日までに市との協議が整わない場合は、事業契約を締結しないことができる。
 - 5 市は、本事業の選定手続において市が公表した事業契約書（案）の文言に関し、優先交渉権者の求めに応じ、趣旨を明確にするものとする。
 - 6 市及び優先交渉権者は、事業契約締結後も本事業の遂行のために協力するものとする。
 - 7 市は、事業契約の締結までに第3項各号のいずれかの事由が生じた場合、優先交渉権者に対し、提案書類に記載された特定事業対象施設に係る施設整備費の10パーセントに相当する金額を違約金として請求することができるものとする。優先交渉権者は、当該違約金の支払義務を連帯して負担するものとし、市の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 8 前項の規定は、市に生じた損害額が当該違約金の金額を超える場合において、市が優先交渉権者に対して当該超過分につき賠償請求することを妨げるものではない。
 - 9 市は、優先交渉権者のいずれかの者が、本協定の締結のときから事業契約締結までの間に、募集要項に定める参加資格要件（「第3章 6(1)応募グループの備えるべき参加資格要件」）を満たさなくなったときは、市は、事業契約を締結しないことができる。

（談合防止）

第10条 優先交渉権者のいずれかが、本事業の選定手続に関し次の各号の一に該当したときは、事業契約を締結しないことができ、また事業契約が締結された場合は市が事業

契約を解除するか否かにかかわらず、優先交渉権者は、市の請求を受けたときは、連帯して、次項に規定する金額の違約金を支払わなければならない。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は構成員若しくは協力企業が構成事業者である事業者団体が同法第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が、同法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 51 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が構成員若しくは協力企業又は構成員若しくは協力企業が構成事業者である事業者団体（以下「構成員等」という。）に対して行われたときは、構成員等に対する命令で確定したものをいい、構成員等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本事業の選定手続に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 納付命令又は排除措置命令により、構成員等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が構成員又は協力企業に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に選定手続が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) いずれかの構成員又は協力企業の役員若しくは代理人、使用人その他の従業者に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。
 - (5) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 9 条に定めのある特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当したとき。
 - (6) 優先交渉権者が、偽りその他不正の方法により本事業における選定手続において優先交渉権者として選定されたとき。
- 2 前項に規定する違約金の金額は、提案書類に記載された特定事業対象施設に係る施設整備費の 10 パーセントに相当する金額とする。
 - 3 前項の規定は、市に生じた損害額が当該違約金の金額を超える場合において、市が優先交渉権者に対して当該超過分につき賠償請求することを妨げるものではない。

(準備行為)

- 第 11 条 事業契約締結前であっても、優先交渉権者は、自己の責任と費用において、本事業に関してスケジュールを遵守するために必要な準備行為を行うことができるものとし、市は、必要かつ可能な範囲で優先交渉権者に協力するものとする。
- 2 優先交渉権者は、事業契約締結後速やかに、前項の定めるところに従ってなされた準備行為の結果を SPC に引き継ぐものとする。

(事業契約締結不調の場合における処理)

- 第 12 条 事由の如何を問わず事業契約の締結に至らなかった場合、すでに市及び優先交渉権者が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、第 9 条第 7 項及び同条第 8 項並びに第 10 条第 2 項及び同条第 3 項に規定する違約金及び損害賠償を除き、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(遅延損害金)

- 第 13 条 優先交渉権者が第 9 条第 7 項及び第 10 条第 1 項に規定する違約金を市の指定する期間内に支払わないときは、構成員又は協力企業は、当該期間を経過した日から支払日までの日数に応じ、未払額に年率 2.8 パーセント（平成 29 年 4 月 1 日以降は 2.7 パーセントに改定予定）の割合により計算した額の遅延利息を付加して市に支払わなければならない。

(秘密保持)

- 第 14 条 市及び優先交渉権者は、本事業に関して相手方から秘密情報として受領した情報を相手方の同意を得ずして第三者に開示しないこと及び本協定の目的以外に使用しないことを確認する。ただし、裁判所又は監督官庁により開示が命ぜられた場合、優先交渉権者が本事業に関する資金調達に必要として開示する場合及び市が前橋市情報公開条例（平成 9 年条例第 45 号）に基づき開示する場合は、この限りでない。

(準拠法及び管轄裁判所)

- 第 15 条 本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の裁判の第一審の専属的合意管轄裁判所は前橋地方裁判所とする。

(協定の有効期間)

- 第 16 条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から事業契約の終了日までとする。ただし、事業契約の締結に至らなかった場合は、事業契約の締結に至る可能性がないと市が判断して代表企業に通知した日までとする。本協定の有効期間の終了にかかわらず

ず、第 9 条第 7 項及び第 8 項、第 10 条、第 12 条から第 15 条の規定の効力は存続するものとする。

(協議)

第 17 条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて市と優先交渉権者で協議して定めるものとする。

以上を証するため、本協定を●通作成し、当事者記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

(市) [住所]
前橋市長
[氏名] 印

(優先交渉権者)
構成員 (代表企業)
所在地
商号又は名称
代表者名 印

構成員
所在地
商号又は名称
代表者名 印

構成員
所在地
商号又は名称
代表者名 印

協力企業
所在地
商号又は名称
代表者名

印

協力企業
所在地
商号又は名称
代表者名

印

平成 年 月 日

前橋市長[]様

出資者誓約書

前橋市と[代表企業名]、[構成員名]、[構成員名]、及び[協力企業名]、[協力企業名]の間において、平成●年●月●日付で締結された前橋市新設道の駅整備運営事業基本協定書（その後の変更及び修正を含み、以下「本協定」といいます。）に基づき、[SPC 名]（以下「SPC」といいます。）の株主である当社らは、本日付をもって、前橋市に対して下記の事項を連帯して誓約し、かつ表明及び保証いたします。なお、特に明示のない限り、本出資者誓約書において用いられる用語の定義は、本協定に定めるとおりとします。

記

- 1 SPC が、平成●年●月●日に会社法上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
- 2 SPC の本日現在における発行済株式総数は●株であり、うち●株を[]が、●株を[]が、及び●株を[]が、それぞれ保有しており、事業契約期間中において、前橋市の事前の書面による承諾なく、出資比率を変更しないこと。
- 3 SPC の本日現在における株主構成は、本協定における構成員により全議決権の 2 分の 1 を超える議決権が保有され、かつ、本協定における代表企業である[]の出資比率が株主中最大となっていること。
- 4 当社らは、事業契約の終了までの間、SPC の株式を保有するものとし、前橋市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分（合併・会社分割等により包括承継させることを含む。）を行わないこと。また、当社らの一部の者に対して当社らが保有する SPC の株式の全部又は一部を譲渡する場合においても、前橋市の事前の書面による承諾を受けて行うこと。
- 5 当社らは、前橋市の事前の書面による承諾を受けた上で、当社らが保有する SPC の株式に担保権を設定した場合には、担保権設定契約書の写しをその締結後速やかに前橋市に対して提出すること。
- 6 当社らは、事業契約に規定される解除原因が発生している又は発生するおそれがある等、前橋市が本事業の遂行状況に問題が発生していると判断した場合、前橋市の要求に

従って、前橋市と SPC との協議に参加し、SPC に関する情報を前橋市に提供すること。

- 7 当社は、事業契約上の前橋市と SPC の債権債務関係が終了してから 1 年と 1 日を経過するまで、SPC について、解散又は破産手続、民事再生手続、会社更生手続その他倒産手続の申立てを行わないこと。
- 8 当社らが、本事業に関して知り得たすべての情報について守秘義務を負い、前橋市の事前の書面による承諾を受けた場合を除き、当該情報を第三者に開示しないこと。

所在地
商号又は名称
代表者名 印

所在地
商号又は名称
代表者名 印

所在地
商号又は名称
代表者名 印